



ねじれ国会の中、福田政権で法案成立第一号!

赤羽の10年越しの執念実る!「被災者生活再建支援法」の抜本改革!!

阪神大震災の『魂の声』受け 12年間の宿題を果たす

11月9日、改正被災者生活再建支援法が成立した。阪神・淡路大震災の被災者の声を受けての法制定から10年余。ようやく住宅の建設や購入に支援金が使えるようになった。それは、公明党の赤羽一嘉衆議院議員の十数年に及ぶ主張の実現だった。赤羽かずよしの闘いを実績物語として紹介する。

人々は、瓦礫の中から立ち上がった。1995年1月17日午前5時46分、阪神・淡路大震災発生。赤羽は、神戸市内のマンションで被災した。夜、紅蓮の炎が町を焼いた。その後の数日間、赤羽は我を忘れて愛する町を走り回った。

死者6434人。親や子を失い、兄弟や友を失い、そして家を失った人々は、それでも自らと家族が生きるため、渾身の力を振り絞って瓦礫の中から立ち上がった。その必死で、健気な人々の姿は、赤羽の脳裏に鮮明に焼き付けられていた。

数日後、着の身着のまま東京に上京した赤羽は、国会で質問に立った。首相や閣僚の人ごとのような答弁に、赤羽は叫んだ。「天災じゃない! 人災だ! 間違いない人災だ!」。赤羽の握り拳が小刻みに震えていた。1年半前に初当選したばかりの「一年生」議員だった。

未曾有の大震災は、それまでの法律が全く役に立たないことを知らしめた。赤羽は、先輩議員とともに、被災者救済策の立案・拡充に挑んだ。

98年、被災者生活再建支援法が成立。2004年に改正され、生活関係経費(最高100万円)、居住関係経費(最高200万円)が支給されるようになった。だが、使途の制限や手続きの煩雑さから、居住関係費の平均支給額は28%にとどまり、

極めて使い勝手が悪い制度にとどまっていた。

この間、赤羽は、衆院災害対策特別委員長、国土交通委員長、党災害対策局長などを歴任。相次ぐ各地での大地震や、台風被害などの現場に足を運び、救援活動に加わる度に、同法改正の必要性を痛感していった。

赤羽は誓った。「避難所に行けば老いも若きもない。きのうまで金持ちと思われた人も家をなくし職も失っている。年齢や年収の要件は撤廃し、もっと使い勝手の良い制度にしなければならない」

今年11月9日、劇的に改革された改正被災者生活再建支援法が成立した。「法律が1本も成立しない」といわれた「ねじれ国会」で、最初に成立した法律だった。民主党との交渉役には、赤羽が当たった。

結果、公明党の主張は、すべて盛り込まれた。神戸市内で実際に被災した国会議員



の中で、この12年間、一貫して災害支援拡充に努めてきたのは赤羽だけだった。あの時の「一年生」議員は災害対策の論客となり、与野党ともに一目置く存在となっていた。今回の法改正の最大ポイントには、支援金の支給方法を、使途が制限されずに自由に使える「定額渡し切り方式」に変えたこと。支給対象世帯も年齢や年収による制限がない。阪神大震災には適用

	現行被災者生活再建支援法	改正被災者生活再建支援法(実質、公明党案)
(1)支給方式	実費積み上げ精算方式(領収証添付)	定額渡しきり方式(領収証不要)
(2)支給額 対象経費 対象世帯	①生活関係経費・家財(30品目)購入費、引越代等 ・全壊世帯 最大100万円 ・大規模半壊世帯 ゼロ + ②居住関係経費・解体撤去費、整地費、ローン利息等 ・全壊世帯 最大200万円 ・大規模半壊世帯 最大100万円	①生活関係経費・被害に応じて定額支給(使途限定ナシ) ・全壊世帯 100万円 ・大規模半壊世帯 50万円 + ②居住関係経費・再建方法に応じて定額支給(使途限定ナシ) ・建替え・購入する世帯 200万円 ・補修する世帯 100万円 ・賃貸する世帯 50万円
(3)支給要件	年収:500万円以下 (世帯主が45歳以上の世帯は700万円以下。世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯は800万円以下)	年収・年齢要件ともに撤廃

されなかったものの、その被災者たちが願っていた制度へと生まれ変わったのだ。赤羽は語る。「あの阪神大震災の被災者の『魂からの声』が実現できた。12年間の宿題を少し果たした思いだ」と。

災害復興の道筋

山中茂樹



混迷する国会をよそに先月9日、自然災害で被災した住宅の再建支援に公金を投入する「被災者生活再建支援法」の改正案が与野党の共同提案で成立した。阪神・淡路大震災からまもなく13年。「私有財産自己責任論」と「公的支援は認論」との「果てしなき論争」に決着をつけたのは、「定額渡しきり」という、いわば意表を突く「鬼手（将棋用語、先入観にとらわれない独創的な妙手のこと）」だった。

公明党の衆議院議員・赤羽一嘉氏から「嬉しいお知らせがあります」との件名のメールをいただいたのは、11月6日午後6時41分のことだ。この日、被災者生活再建支援法の改正案について、与野党の間で合意に達したとの報告だった。参議院では与野党の勢力

が逆転するという「ねじれ国会」。しかも、与党と野党がそれぞれの改正案を両院に提案し、一つ間違うと相打ちとなる恐れもあっただけに、電文からも大きな仕事をやり遂げた高揚感が読み取れた。支援法は1998年、「住まいの再建なくして被災地の復興、被災者の再生はない」という阪神・淡路大震災の教訓から議員立法によって誕生した。2004年の改正を経て、交付額こそ「生活支援経費の100万円」から「居住安定支援経費を加えた300万円」に拡大された。

教条的な原則論に肩すかしをくわせたことだ。住まいが全壊すれば、まず100万円、大規模半壊には50万円が支給される。加えて住宅を建設・購入する世帯には200万円、補修する世帯には100万円、賃借する世帯には50万円の支給がある。とはいえ、原則論者から批判がな

改正被災者生活再建支援法

頑迷な理論の砦乗り越えた“鬼手”

救うかだ。長年住んだ土地を離れたくない、年老いてから都会には行きたくないという不安をできるだけ解消し、元の生活に戻すことを最大に優先した」として、住まいを再建する世帯には300万円を支給する独自制度を設けた。5年後に私が被災地でアンケートしたところ、この支援策を受け、「うれしかった」「がんばろうと思った」「見捨てられていないと思っ

記念碑的法律といえるかもしれない。

（関西学院大学災害復興制度研究所教授）

やまなか・しげき 1946年、大阪府生まれ。朝日新聞社神戸支局次長のとき、阪神・淡路大震災に遭遇。朝日新聞編集委員、兵庫県阪神・淡路大震災国際検証会議オブザーバーなどを経て現職。著書に『震災とメディア―復興報道の視点』（世界思想社）

新聞掲載記事より

赤羽かずよしプロフィール

- 昭和33年5月7日生まれ、妻、一男・一女
- 慶應義塾大学法学部卒業後、三井物産(株)勤務
- 財務副大臣、衆院国土交通委員長、同災害対策特別委員長歴任
- 衆院経済産業委員会理事、党政策調査会副会長、党国際局長
- ラグビー元全日本高校選抜、国会随一の中国通